令和7年10月14日

各　位

和泉市長　辻　　宏　康

（公印省略）

不要情報機器の廃棄についての情報提供のお願い

　時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

　本市におきましては、現在、庁内で利用していた不要機器について、廃棄を検討しておりますので、このことに関する情報提供をお願いいたします。

　なお、ご提供いただきました情報は、具体的な発注仕様の検討に際し、参考情報として活用させていただきたいと考えているものであり、業者選定に影響するものではないことを申し添えます。

1. 提出書類

回答シート（添付のエクセルファイル）

その他参考資料（会社概要、事例・実績一覧、パンフレット、データ消去方法例、データ消去証明書の様式例など）

1. 提出期限

令和7年10月29日（水）17時まで

1. 情報提供依頼書に関する質問受付
   1. 情報提供依頼書に関する照会・質問等は原則としてE-mailでお願いします。

照会・質問への回答は随時、全依頼先へ送付します。

* 1. 照会・質問受付期間　　令和7年10月28日（火）17時まで

担当：和泉市 市長公室 政策企画室 IT活用推進担当　大谷　古橋

TEL：0725-99-8114（直通）

Mail：rfi@city.osaka-izumi.lg.jp

# 不要情報機器の廃棄について

1. 廃棄の範囲

別添「R8不要物品一覧.xlsx」の機器が処分対象

1. 廃棄の仕様

●廃棄物は受注者が法律に基づき収集・運搬及び処分を行うこと。

業務範囲については、最終処分完了までかかる関係業務全てとする。

●廃棄物の収集・運搬・処分業務に要する必要な経費及び資機材等の費用は、全て受注者の負担とする。

・ 運搬費

・ 中間処理、最終処分等にかかる費用及び産廃税等

・ その他、必要経費。

　　●ハードディスク等に保管されているデータは、第三者が復元できない形でデータを適切に完全消去すること。データ消去した際には、データ消去証明書を発注者に提出すること。

　　●データ消去に関しては、「総務省：地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月版）」に準拠した方式をとること。

　　●不要情報機器の受け渡しは和泉市役所が指定する場所とする。

　　●売却可能なものは売却とし、廃棄費用と相殺して最終的な金額を発注者に請求（売却金額の方が高い場合は、支払）すること。